

【感染症が疑われる場合は】

奥越健康福祉センター（奥越保健所）および市主管課へ速やかに連絡して、対応について指示を受けてください。報告の基準は下記のとおりです

〈報告基準〉

厚生労働省通知（平成17年2月22日付）

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

〈報告事項〉

- ・初回の報告は、市主管課と健康福祉センターに電話で一報し、報告用紙（様式1）をファックスまたはメールにて報告してください。

※連絡先※

- ・奥越健康福祉センター（奥越保健所） 地域保健福祉課

電話：66-2076 ファックス 65-8410

メール：o-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp

※報告を受けて、保健所が調査する場合、施設で用意してほしいもの
（以下のものについて確認させていただきますのでご準備ください。）

施設概要

施設平面図(部屋・トイレ・手洗い・喫食場所等)

クラス・部屋別名簿（年齢・住所・電話・保護者名）

※状況によって詳細な疫学調査および経時的な健康観察のために活用します。用途以外の目的で使用する事はありません。流行が終息した時点でシュレッダーにかけて廃棄します。

職員名簿（職種・勤務予定表・受け持ち）

発症状況表（様式2）

献立表（過去2週間）

衛生状況（給水・排水・ペットなど）

行事予定表